

三重県総合評価方式の運用ガイドライン(令和5年度版)改正概要

1 主な改正内容

(1) 建設工事における社会貢献度の項目追加

企業として不当要求に対して適切に対処できる体制を整えることは、反社会的勢力の活動による被害を予防し、市民生活の安全と安心を確保することになり、社会に対する貢献に繋がることから、総合評価方式（建設工事）において、社会貢献度の評価項目に「不当要求防止責任者講習の受講実績」を追加します。

(2) 土木一式工事における企業の雇用に関する取組の追加

建設就業者の高齢化や高齢者の大量離職に備えた担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、若手入職者の確保・育成を進めるため、総合評価方式（建設工事）において、担い手確保・育成への取組の評価を追加します。

(3) 土木一式工事における企業の技術力等の追加

建設企業の災害対応への体制強化を促進するため、総合評価方式（建設工事）において、三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」の登録実績の評価を追加します。

(4) 建設工事の特記課題における技術提案数の制限について

現在の標準型、簡易型（対策あり型）の特記課題に対する提案は、指定様式により15行以内で記載することとなっており提案数の指定は行っていませんが、対策なし型との整合を図る為、提案数を3つ以内、各提案を5行以内で記載するよう変更します。

改正前		改正後	
(様式4-1) 技術提案に関する技術資料		(様式4-1) 技術提案に関する技術資料	
工事名： 会社名		工事名： 会社名	
特記課題		特記課題	
対策とその理由	具体的な検証方法	理由とその対策	具体的な検証方法
項目1	1	項目1	1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
	6	項目1	1
	7		2
	8		3
	9		4
	10		5
	11	項目1	1
	12		2
	13		3
	14		4
	15		5

2 適用日

令和5年6月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696